

町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 1 1 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

町田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第4条を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第4条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の附則第4条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

町田市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
附 則 <u>(延滞金の割合の特例)</u> 第 4 条 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する延滞金の年 1 4 . 6 パーセントの割合及び年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 3 2 年法律第 2 6 号)第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。) が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年 1 4 . 6 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7 . 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7 . 3 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7 . 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7 . 3 パーセントの割合) とする。	附 則 <u>(延滞金の割合の特例)</u> 第 4 条 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する延滞金の年 7 . 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 8 9 号)第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。) が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。